

各傷病別措置内容一覽表

対象傷病	対象者	期間	診察・保健指導	保健のための処置等	検査	保健のための薬剤
1 せき髄損傷 (せき髄損傷者で、症状が固定後においても尿路障害、褥瘡等の予防その他の医学的措置等)を必要とする者 制定：昭45 改定：昭56・平元・平9	①障害等級第3級以上の障害(補償)給付受給者 ②障害等級第4級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があるものと認めるもの		○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施	○必要に応じて実施 ①褥瘡処置(自宅等で使用する滅菌ガーゼ及び絆創膏の支給を含む。) ②尿路処置(自宅等で使用するカテーテル、力ネーテル用消毒液等(洗浄剤及び潤滑剤を含む。))及び滅菌ガーゼの支給を含む。	○必要に応じて実施 ①尿検査 ○1年に1回程度実施 ②腎機能検査 ③血液一般・生化学検査 ④膀胱機能検査 ⑤腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査 ○1年に1回程度、特に必要と認められる場合に実施 ⑥損傷せき椎及び麻痺域関節のエックス線検査、CT及びMRI	○必要に応じて支給 ①抗菌剤 ②褥瘡処置用・尿路処置用外用剤 ③筋弛緩剤 ④自律神経剤 ⑤精神安定剤 ⑥鎮痛・消炎剤(外用剤を含む。) ⑦整腸剤、下剤及び洗腸剤
2 頭頸部外傷症候群等 (①頭頸部外傷症候群 ②頸肩腕症候群 ③一酸化炭素中毒症(炭酸災害によるものを除く。) ④外傷による脳の器質的損傷 ⑤腰痛 ⑥減圧症 制定：昭49 改正：昭56・昭57(腰痛追加)・昭61(減圧症追加)・平元・平9)	①障害等級第9級以上の障害(補償)給付受給者 ②障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があるものと認めるもの	原則症状固定後2年間 ただし、外傷性てんかん、脳型の減圧症等の脳器質的損傷及びせき髄型の減圧症に限り、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められ、更新が可能な場合	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施	○せき髄型の減圧症及び脳の器質的損傷による四肢麻痺等が出現し必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの処置に基づき実施 ○上記のほか、せき髄型の減圧症の障害者及び外傷による脳の器質的損傷により四肢麻痺等が出現した者で、必要に応じて、せき髄損傷に係るアフターケアの検査に基づき実施	○必要に応じて支給 ①神経系機能賦活剤 ②精神安定剤 ③筋弛緩剤 ④自律神経剤 ⑤鎮痛・消炎剤(外用剤を含む。) ⑥抗パーキンソン剤 ⑦抗てんかん剤 ⑧循環改善剤(内服) ○上記のほか、せき髄型の減圧症の障害者及び外傷による脳の器質的損傷により四肢麻痺等が出現した者で必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの薬剤の支給に基づき実施	
3 尿路系障害 (①尿道狭さくの障害を 残す者 ②尿路変向術を受けた者 制定：昭56 改定：平元・平9・平18(尿路変向術追加))	障害(補償)給付受給者	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1～3カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施	○必要に応じて実施 ①尿道ブジー(誘導ブジーを含む。) ②尿路処置(導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。) ③自宅等で使用するためのカテーテル、力ネーテル用消毒液(洗浄剤及び潤滑剤を含む。))及び滅菌ガーゼの支給	○必要に応じて実施 ①尿検査(尿培養検査を含む。) ○1年に2回程度実施 ②血液一般・生化学検査 ○1年に1回程度実施 ③エックス線検査 ④腹部超音波検査 ⑤CT検査(代用膀胱造設者のみ実施)	○尿道ブジー及び尿路処置の実施の都度、必要に応じて1週間分程度支給 ①止血剤 ②抗菌剤(抗生物質を含む。) ③自律神経剤 ④鎮痛・消炎剤 ⑤尿路処置用外用剤

対象傷病	対象者	期間	診察・保健指導	保健のための処置等	検査	保健のための薬剤
4 慢性肝炎 (慢性肝炎にり患した者で、症状固定後においても、ウイルスの持続感染が認められるもの) 制定：昭60 改定：平元・平6・平18	障害(補償) 給付受給者	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 ・HB _e 抗原陽性者及びC型肝炎ウイルス感染者 1カ月に1回程度 ・HB _e 抗原陰性者 6カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○必要に応じて実施 ①血液生化学検査 ○6カ月に1回程度実施 ②血液一般検査 ③腹部超音波検査 ○特に必要と認められる場合に実施 ④B型肝炎ウイルス感染マーカー ⑤HCV抗体 ⑥HCV-RNA同定(定性)検査 ⑦AFP ⑧PIVKA-II ⑨プロトロンビン時間検査 ⑩CT検査	
5 白内障等の眼疾患 (白内障、緑内障、網膜剥離、角膜炎等の眼疾患の傷病者) 制定：昭62 改定：平元	①障害(補償) 給付受給者 ②障害(補償) 給付を受け ていない者にあつては、 所轄労働局長が、医学的 に特に必要があると認め るもの	原則症状固定後2年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施	○理学療法 診察の結果、医師の意見を踏まえ、必要と認められる場合に実施 ○注射 診察の結果、医師が特に必要と認められた場合には、一時的な消炎・鎮痛のために実施可能	○必要に応じて実施 ①矯正視力検査 ②屈折検査 ③細隙燈顕微鏡検査 ④前房隅角検査 ⑤精密眼圧測定 ⑥精密眼底検査 ⑦量的視野検査	○必要に応じて支給 ①白内障用点眼剤 ②眼圧降下剤 ③その他医師が必要と認める点眼剤
6 振動障害 (業務災害による振動障害の傷病者) 制定：昭57 改定：昭62・平元・平8	障害補償給付受給者	原則症状固定後2年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に2～4回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施	○理学療法 診察の結果、医師の意見を踏まえ、必要と認められる場合に実施 ○注射 診察の結果、医師が特に必要と認められた場合には、一時的な消炎・鎮痛のために実施可能	○1年に1回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③末梢循環機能検査 (7)常温下皮膚温・爪圧迫検査 (4)冷水負荷皮膚温・爪圧迫検査 ④末梢神経機能検査 (7)常温下痛覚・振動覚検査 (4)冷水負荷痛覚・振動覚検査 (7)神経伝導速度検査(ただし、 運発性尺骨神経麻痺の場合にのみ行う。) ⑤末梢運動機能検査(握力の検査) ○2年に1回程度実施 手関節及び肘関節のエクソ検査	○必要に応じて支給 ①ニコチン酸剤 ②循環ホルモン剤 ③ピタミノンB ₁ 、B ₂ 、B ₆ 、B ₁₂ 、E剤 ④Ca拮抗剤 ⑤交感神経α-受容体抑制剤 ⑥鎮痛・消炎剤(外用剤を含む。)
7 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折 (症状固定後も、大腿骨骨頭壊死の発症をきたすおそれがある者) 制定：平3	①障害(補償) 給付受給者 ②障害(補償) 給付を受け ていない者にあつては、 所轄労働局長が、医学的 に特に必要があると認め るもの	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 3～6カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○必要に応じて実施 ①血液一般・生化学検査 ②エクソ検査 ○特に必要と認められる場合に実施 ③シンチグラム検査、コンピュータ断層撮影(CT、MRI)	○必要に応じて支給 鎮痛・消炎剤(外用剤を含む。)

対象傷病	対象者	期間	診察・保健指導	保健のための処置等	検査	保健のための薬剤
8 人工関節・人工骨頭置換 (挿入人工関節及び人工骨頭の耐久性やルースニング(機械的又は感染)により症状が発現するおそれがある者) 制定：平3	障害(補償) 給付受給者		○診察 3～6カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○必要に応じて実施 ①血液一般・生化学検査 ②エックス線検査 ○特に必要と認められる場合に実施 ③シンチグラフィ検査	○必要に応じて支給 鎮痛・消炎剤(外皮用剤を含む。)
9 慢性化膿性骨髄炎 (骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続く慢性化膿性骨髄炎に移行した者) 制定：平7	障害(補償) 給付受給者	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1～3カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○必要に応じて実施 ①血液一般・生化学検査 ○3～6カ月に1回程度実施 ②エックス線検査 ○特に必要と認められる場合に実施 ③細菌検査 ④シンチグラフィ検査、CT、MRI	○必要に応じて支給 ①抗菌剤(外皮用剤を含む。) ②鎮痛・消炎剤(外皮用剤を含む。)
10 虚血性心疾患等 ①業務災害により虚血性心疾患に罹患した者 制定：平9 改正：平18 ②ペースメーカー又は除細動器を植え込んだ者 制定：平18	①障害等級第9級以上の障害補償給付受給者 ②障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に特に必要があると認めるもの 障害(補償) 給付受給者	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施 ○診察 1～3カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○必要に応じて実施 ①血液一般・生化学検査 ②胸部エックス線検査 ③心電図検査(安静時及び負荷検査) ④尿検査 ○特に必要と認められる場合に実施 ⑤ホルター心電図検査 ⑥心臓超音波検査 ⑦心臓核医学検査 ○1～6カ月に1回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③心電図検査(安静時及び負荷検査) ○6カ月に1回程度実施 ④胸部エックス線検査 ○1年に1回程度実施 ⑤ホルター心電図検査 ○特に必要と認められる場合に実施 ⑥心臓超音波検査 ⑦心臓核医学検査	○必要に応じて支給 ①抗狭心症剤 ②抗不整脈剤 ③心機能改善剤 ④循環改善剤(利尿薬を含む。) ⑤向精神薬

対象傷病	対象者	期間	診察・保健指導	保健のための処置等	検査	保健のための薬剤
1 1 尿路系腫瘍 (業務に起因する尿路系腫瘍に罹患した者) 制定：平9	療養補償給付受給者で、 症状固定したものの	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○必要に応じて実施 ①尿検査 ②細胞診 ○3～6カ月に1回程度実施 ③内視鏡検査 ④超音波検査 ⑤腎孟造影検査 ⑥CT	○必要に応じて支給 ①再発予防のための抗がん剤(医学的に必要と認められた場合に限り。投与期間は症状固定後1年以内) ②抗菌剤
1 2 脳血管疾患 (業務に起因する脳血管疾患に罹患し、脳の血管性病変に由来する器質的損傷により後遺症状態が残存した者) 制定：平9	①障害等級第9級以上の障害補償給付受給者 ②障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に必要と認められるもの	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施	脳の器質的損傷による四肢麻痺等に対する処置が必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの処置に基づき実施	○1年に1回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③視機能検査(眼底検査も含む) ④前庭平衡機能検査 ⑤頭部のエックス線写真検査 ⑥脳波検査 ⑦心理検査 ○1年に1回程度、特に必要と認められる場合に実施 ⑧CT、MRI	○必要に応じて支給 ①神経系機能賦活剤 ②向精神薬(内服) ③筋弛緩剤 ④自律神経剤 ⑤鎮痛・消炎剤(外用剤を含む) ⑥抗パーキンソン剤 ⑦抗てんかん剤 ⑧脳循環改善剤(内服) ○上記のほか、脳の器質的損傷による四肢麻痺等のために必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの薬剤の支給に基づき実施
1 3 有機溶剤中毒等 (有機溶剤中毒等により脳に障害を起し、脳に器質的損傷が出現した者) 制定：平9	①障害等級第9級以上の障害(補償)給付受給者 ②障害等級第10級以下の者にあつては、所轄労働局長が、医学的に必要と認められるもの	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1～2回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施	○注射 診察の結果、特に疼痛が激しく神経ブロックもやむを得ないと医師が判断した場合に限り、1カ月に2回を限度として神経ブロックを実施	○1カ月に1回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ○1年に2回程度、特に必要と認められる場合に実施 ①エックス線検査 ②骨シンチグラフィ	○必要に応じて支給 鎮痛・消炎剤(外用剤を含む)
1 4 外傷による末梢神経損傷 (外傷による末梢神経損傷に起因する激しい疼痛(カウザルギーを含むRSD)が残存する者) 制定：平9	障害等級第12級以上の障害(補償)給付受給者	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○1年に1回程度、特に必要と認められる場合に実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査	○必要に応じて支給 外用剤等(抗菌剤を含む)
1 5 熱傷 (熱傷の傷病者で、症状が固定した後も、傷痕による皮膚のそう痒等の後遺症を残すもの) 制定：平9	障害等級第12級以上の障害(補償)給付受給者	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○1年に1回程度、特に必要と認められる場合に実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査	○必要に応じて支給 外用剤等(抗菌剤を含む)

対象傷病	対象者	期間	診察・保健指導	保健のための処置等	検査	保健のための薬剤
16 サリン中毒 制定：平9	療養（補償）給付受給者 で、次に掲げる後遺症状が 認められるもの ①縮瞳、視覚障害等の眼に 関連する障害 ②筋萎縮、筋力低下、感覚 障害等の末梢神経障害及 び筋障害 ③記憶力の低下、脳波の異 常等の中枢神経障害 ④心的外傷後ストレス障害	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続 してアフターケアを行う 必要があると認められる 場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応 じて実施	○カウンセリング等 後遺症状として心的外傷 後ストレス障害があると認め られる者について、専門 の都度必要に応じて、専門 の医師によるカウンセリン グ等を実施	○1年に2回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ③視機能検査（眼底検査も含む。） ④末梢神経機能検査（神経伝達速度 検査） ⑤心電図検査 ⑥筋電図検査 ⑦脳波検査 ⑧心理検査	○次の薬剤を診察の都度必要に応じ て支給 ①点眼剤 ②神経系機能賦活剤 ③向精神薬 ④自律神経剤 ⑤鎮痛・消炎剤（外皮用剤を含 む。）
17 精神障害 制定：平12	療養（補償）給付受給者 で、次に掲げる後遺症状が 認められるもの ①気分障害（抑うつ、不 安等） ②意欲の障害（低下等） ③慢性化した幻覚性の障害 又は慢性化した妄想性の 障害 ④記憶障害又は知的能力障 害	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続 してアフターケアを行う 必要があると認められる 場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応 じて実施	○精神療法及びカウンセリ ング等 後遺症状として気分の障 害又は慢性化した幻覚性の 障害若しくは慢性化した妄 想性の障害があると認めら れる者については、診察の 都度必要に応じて、専門の 医師による精神療法及びカ ウンセリング等を実施	○1年に2回程度実施 ①心理検査 ②脳波検査、CT、MRI ③向精神薬を使用している場合は、 血液一般・生化学検査	○必要に応じて支給 ①向精神薬（抗精神病薬、抗うつ 薬、抗不安薬） ②睡眠薬 ③神経系機能賦活剤
18 循環器障害 制定：平18 ①心臓弁を損傷した者 ②心臓の病変を残す者 ③人工弁に置換した者 ④人工血管に置換した者	障害（補償）給付受給者 で、症状固定したものの 療養（補償）給付受給者 で、症状固定したもの	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続 してアフターケアを行う 必要があると認められる 場合には、更新が可能	○診察 1～3カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応 じて実施		○1～6カ月に1回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ○3～6カ月に1回程度実施 ③心電図検査（安静時及び負荷検査） ④エックス線検査 ⑤心音図検査（人工弁に置換した者 に限る。） ○1年に1回程度実施 ⑥心臓超音波検査（人工弁又は人工 血管に置換した者に限る。） ⑦脈波図検査（人工血管に置換した 者に限る。） ○特に必要と認められる場合に実施 ⑧CT、MRI（人工血管に置換し た者に限る。）	○必要に応じて支給 ①抗不整脈剤 ②心機能改善剤 ③循環改善剤（利尿薬を含む。） ④向精神薬（心臓弁を損傷した者 及び人工弁に置換した者に限 る。） ⑤血液凝固阻止剤（人工弁又は人 工血管に置換した者に限る。）

対象傷病	対象者	期間	診察・保健指導	保健のための処置等	検査	保健のための薬剤
19 呼吸機能障害 制定：平18	障害（補償） 給付受給者	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○1年に2回程度実施 ①血液一般・炎症反応（CRPを含む）・生化学検査 ②喀痰細菌検査 ③スハイログラフィー検査 ④胸部エックス線検査 ○1年に2～4回程度実施 ⑤血液ガス分析 ○1年に1回程度実施 ⑥胸部CT検査	○必要に応じて支給 ①去痰剤 ②鎮咳剤 ③喘息治療剤 ④抗菌剤 ⑤呼吸器用吸引剤 ⑥鎮痛・消炎剤（外用剤を含む。）
20 消化器障害 ①消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害又は排便機能障害を残すもの ②消化器ストマを造設した者 制定：平18	障害（補償） 給付受給者	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施	○必要に応じて実施 ①ストマ処置 ②外瘻の処置 ③自宅等で使用するための滅菌ガーゼの支給	○3カ月に1回程度実施 ①血液一般・生化学検査 ②尿検査 ○特に必要と認められる場合に実施 ③腹部超音波検査 ④消化器内視鏡検査（ERCPを含む。） ⑤腹部エックス線検査 ⑥腹部CT検査	○必要に応じて支給 ①整腸剤、止瀉剤 ②下剤、洗腸剤 ③抗血栓剤 ④消化性潰瘍用剤 ⑤蛋白分解酵素阻害剤 ⑥消化酵素剤 ⑦抗菌剤（外用剤を含む。） ⑧鎮痛・消炎剤（外用剤を含む。）
21 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症 制定：昭43 改定：昭57・平9・平12	療養補償給付受給者で、症状固定したもの	原則症状固定後3年間 ただし、医学的に継続してアフターケアを行う必要があると認められる場合には、更新が可能	○診察 1カ月に1回程度 ○保健指導 診察の都度必要に応じて実施		○1年に1回程度実施 ①全身状態の検査 ②自覚症状の検査 ③精神、神経症状の一般的検査 ○上記検査の結果、医師が必要と認めるときは、次の検査を追加 ①尿中の蛋白、糖及びウロビリノーゲンの検査 ②赤血球沈降速度及び白血球数の検査 ③視野検査 ④脳波検査 ⑤心電図検査 ⑥胸部エックス線写真による検査 ⑦CT、MRI	○必要に応じて支給 ①脳機能賦活剤（ビタミンB ₁ ・B ₁₂ 、GABA（ガンマロン）、アスパラギン酸製剤） ②精神安定剤 ③筋弛緩剤 ④鎮痛剤 ⑤血管拡張剤 ⑥抗パーキンソン剤 ⑦抗痙攣剤 ⑧内服昇圧剤